

## (仮称) 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 (案)

## 目的

## (第1条)

- この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、防災・環境保全・景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とする。

## 定義

## (第2条)

## 太陽光発電施設

- 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置するもの及び農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に設置するものを除く。）で合計出力が 10 キロワット以上のもの（増設により合計出力が 10 キロワット以上となるものを含む。）をいう。

## 太陽光発電施設の設置

- 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。

## 太陽光発電事業

- 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業（当該太陽光発電により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。

## 事業者

- 太陽光発電事業を行う者（個人であるものを含む。）をいう。

## 大規模事業者

- 事業者のうち、太陽光発電施設 1 箇所当たりの合計出力が 1,000 キロワット以上の太陽光発電事業を行うものをいう。

## 事業区域

- 太陽光発電事業の用に供する土地の区域（太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。）をいう。

## 設置規制区域

- 次に掲げる区域をいう。
- ・ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画により定めた森林の区域及び同法第 25 条第 1 項に規定された保安林
  - ・ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
  - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
  - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

## 定義（続き）

- 砂防指定地等管理条例（平成 15 年静岡県条例第 35 号）第 2 条第 1 号の規定により指定された砂防指定地
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法第 7 条第 1 項の市街化区域を除く区域（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき指定された特別保護地区を除く。）
- 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定により指定された特別地域及び特別保護地区
- 静岡県立自然公園条例（昭和 36 年静岡県条例第 53 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された特別地域
- 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）に定めた区域のうち核心地域・緩衝地域
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定めた風致地区
- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の規定により指定された農業振興地域内の農用地区域
- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の規定により指定された農業振興地域内の農用地区域以外の区域のうち甲種農地又は採草放牧地・第 1 種農地又は採草放牧地
- 静岡市都市景観条例（平成 20 年条例第 18 号）第 11 条第 1 項の規定により定めた景観計画重点地区
- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項に規定する重要文化財及び同法第 109 条第 1 項に規定する史跡、名勝及び天然記念物のうち名勝三保松原・名勝日本平の指定範囲

## 維持管理等

- 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

## 市の責務

## （第 3 条）

- 市は、目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

## 事業者の責務

## (第4条)

- 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。
- 事業者は、太陽光発電施設の設置にあたり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。
  - ・ 太陽光発電施設の維持管理に要する費用
  - ・ 太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下、「廃棄等費用」という。）その他の太陽光発電施設の廃止に要する費用

## 土地所有者の責務

## (第5条)

- 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

## 地域住民等への説明等

## (第6条)

- 第7条の許可を申請しようとする者又は第12条の規定による届出をしようとする者（以下、「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、次に掲げる者（以下、「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下、「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。
  - ・ 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）をいう。）を有する者
  - ・ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
  - ・ 当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者
- 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 上記規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

## 設置規制区域内への設置

## (第7条)

- 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

## 設置規制区域内における設置許可

## (第8条)

- 市長は、第7条の許可（以下、「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準等に該当していると認められるときに限り、これを許可するものとする。
- 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
- 上記の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。
- 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第12条の規定による届出があったものとみなす。

## 変更許可

## (第9条)

- 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下、「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。
- 設置許可を受けた者は、上記ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 第8条の規定のうち、許可基準への適合及び市長による条件付与に関する規定は、変更許可の場合について準用する。

## 設置許可に係る工事の着手等の届出

## (第10条)

- 設置許可を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
  - ・ 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき
  - ・ 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき

## 設置許可の取消

## (第 11 条)

- 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。
  - ・ 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき
  - ・ 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき
  - ・ 第8条又は第9条の規定により付された条件に違反したとき
  - ・ 第29条の措置命令の規定による命令に違反したとき

## 事業計画の届出

## (第 12 条)

- 太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

## 誓約書の提出

## (第 13 条)

- 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、第12条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、規則で定めるところにより、誓約書を市長に提出しなければならない。

## 事業計画の変更

## (第 14 条)

- 第12条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

## 標識の掲示

## (第 15 条)

- 事業者は、太陽発電事業に着手する日から当該事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を掲示しなければならない。

## 維持管理等

## (第 16 条)

- 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。
- 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下、「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 事業者は、上記の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 上記の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用するものとする。
- 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

## 維持管理等に関する定期報告

## (第 17 条)

- 設置許可を受けた者は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
  - ・ 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
  - ・ 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
  - ・ 条例第 4 条に掲げる廃棄等費用の確保の状況
  - ・ その他市長が必要と認める事項

## 大規模事業者の保険又は共済への加入

## (第 18 条)

- 大規模事業者は、太陽光発電施設（1 箇所当たりの合計出力が 1,000 キロワット以上のものに限る。）の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下、「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。
- 大規模事業者は、災害等による太陽光発電事業（太陽光発電施設 1 箇所当たりの合計出力が 1,000 キロワット以上のものに限る。）の途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。

## 地位の承継

## (第 19 条)

- 第 8 条の規定により設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 上記の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 第 12 条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は第 12 条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 上記の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から 30 日以内に、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 設置許可を受けた者の地位を承継した者及び事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成するとともに第 13 条に定める誓約書を市長に提出し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。
- 第 16 条の維持管理等計画の公表の規定は、上記の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。
- 第 18 条の規定は、大規模事業者の地位を承継した場合に準用する。

## 廃止の届出

## (第 20 条)

- 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

## 太陽光発電施設の撤去及び処分

## (第 21 条)

- 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物とならないよう排出抑制（リデュース）し、循環資源を再使用（リユース）することを優先する。それらができない場合は、再資源化（リサイクル）の実施に努め、関係法令に基づき適切に当該太陽光発電施設を処分しなければならない。

## 保証金の預入及び管理

## (第 22 条)

- 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。
- 上記の規定による保証金の額は、
  - 保証金を預入した者は、第 8 条の規定に基づく設置許可を受けようとする者は当該許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。
  - 第 19 条の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る上記の規定の適用については、「第 8 条の規定に基づく市長の許可を受けようとする者は当該許可を受けるまでに」とあるのは、「第 19 条の規定により事業者の地位を承継した際に、太陽光発電施設の設置に着手していない場合は太陽光発電施設の設置に着手するまでに」と読み替えるものとする。
  - 上記の規定は、既に太陽光発電事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

## 保証金の預入に係る公表

## (第 23 条)

- 市長は、第 22 条の規定に基づき第 7 条の許可を申請しようとする者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

## 保証金の使途

## (第 24 条)

- 保証金は、事業者が第 29 条に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境及び生態系の保全若しくは良好な景観形成に著しい支障が生じると認める場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条又は同法第 3 条第 3 項の規定により災害の発生の防止又は自然環境及び生態系の保全若しくは良好な景観形成のために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。
- 上記に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 5 第 1 項又は同法第 19 条の 6 第 1 項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、同法第 19 条の 8 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定に該当すると認める場合は、当該保証金を市が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。
- 市長は、上記の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。
- 上記の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。

## 質権設定契約の解除等

## (第 25 条)

- 市は、次に掲げる場合には、第 22 条の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。
  - ・ 第 8 条の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をしたとき
  - ・ 第 11 条の規定に基づき、太陽発電事業の実施に係る許可を取り消したときただし、太陽発電事業を実施していない場合に限る。
  - ・ 第 19 条の規定による事業者の地位の承継があった場合において、第 19 条の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第 22 条の規定により読み替えて適用する質権設定契約を締結したとき
  - ・ 太陽発電施設の廃止に関する事業を完了したとき
- 事業者は、太陽発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第 9 条又は第 14 条の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第 22 条の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。
- 上記の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあっては、太陽発電施設の廃止に関する事業が完了したと認めるとき、又は完了する見込みであると認めるとき）は、保証金の減額をすることができる。
- 市は、上記の規定により保証金の減額をする場合は、第 22 条の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

## 指導及び助言

## (第 26 条)

- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

## 報告の徴収及び立入検査

## (第 27 条)

- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 勧告

## (第 28 条)

- 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。
  - ・ 設置許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき
  - ・ 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき
  - ・ 事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき
  - ・ 事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき
- 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
  - ・ 正当な理由なく第 26 条の規定による指導に従わなかったとき
  - ・ 第 27 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

## 措置命令

## (第 29 条)

- 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、第 28 条に定める太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は必要な措置を講ずることを命ずることができる。

## 公表

## (第 30 条)

- 市長は、第 11 条の規定により設置許可を取り消し、又は第 29 条の規定により第 28 条の規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。
- 市長は、上記の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 市長は、上記の規定による公表をしたときは、経済産業大臣にその旨を通知し、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 15 条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

## 他自治体の条例との関係

## (第 31 条)

- 事業者がその設置する太陽光発電施設を本市と他の自治体にまたがる区域に設置する場合、その適正な設置、維持管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなければならない。

## 委任

## (第 32 条)

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 罰則

## (第 33 条)

- 正当な理由がなく第 29 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 次のいずれかに該当するものは 30 万円以下の罰金に処する。
  - ・ 設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け太陽光発電施設を設置した者
  - ・ 変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け太陽光発電施設を設置した者
  - ・ 第 12 条の規定による事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置した者
  - ・ 第 14 条の規定による事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により設置した者
- 次のいずれかに該当するものは 20 万円以下の罰金に処する。
  - ・ 第 27 条の規定による報告を求められて、定められた期限内に正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - ・ 第 27 条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 両罰規定

## (第 34 条)

- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 33 条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第 33 条に定める罰金刑を科する。

## 条例施行時期

- 令和 年 月 日より施行

## 附則

## 施行期日

## (第1項)

- この条例は、公布の日から起算して 月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、各事項の定める日から施行する。
  - ・ 附則第 14 項の規定 公布の日
  - ・ 附則第3項、附則第6項、附則第7項及び附則第9項の規定 公布の日から月を超えない範囲において規則で定める日

## 経過措置

## (第2項)

- 条例第7条の設置規制区域内への設置から条例第 19 条の地位の承継まで(条例第 16 条に定める維持管理等を除く。)及び第 22 条例から第 25 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。

## 既存施設の届出

## (第3項)

- 既存施設を管理する事業者(以下、「既存事業者」という。)は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、施行日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出るとともに、条例第 13 条に定める誓約書を市長に提出しなければならない。

## (第4項)

- 既存事業者は、その全部が設置規制区域外にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合には、この限りでない。

## 既存施設の変更許可

## (第5項)

- 既存事業者は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合には、この限りでない。

## 既存施設の標識の掲示

## (第6項)

- 事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

## 既存施設の維持管理等

## (第7項)

- 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。

## (第8項)

- 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、市長に届け出た維持管理等計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (第9項)

- 既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するよう努めなければならない。

## (第10項)

- 上記の規定は、既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者が、維持管理等計画を変更する場合に準用するものとする。この場合において、「施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理等計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

## 既存施設の維持管理等に関する定期報告

## (第11項)

- 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
  - ・ 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
  - ・ 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
  - ・ 条例第4条に掲げる廃棄等費用の確保の状況

## 既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入

## (第12項)

- 既存事業者であって太陽光発電施設1箇所当たりの合計出力が1,000キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

## 既存事業者の地位の承継

## (第 13 項)

- 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

## 準備行為

## (第 14 条)

- 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

## 検討

## (第 15 条)

- 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。